

長野県の森林・林業施策の全体イメージ

資料2

林務部森林づくり推進課

1 長野県森林づくり指針 平成17年6月10日策定 (平成22年11月19日改定)

指針の概要

森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。

国の「森林・林業再生プラン」の策定(H21)や野生鳥獣被害の深刻化等、森林・林業を取り巻く昨今の情勢変化に的確に対応するため、H22年度に改定を行いました。

これまで育ててきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化が、改定した指針の大きな特徴です。

概ね100年先の本県の森林のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示しており、それらを見据えて今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めています。

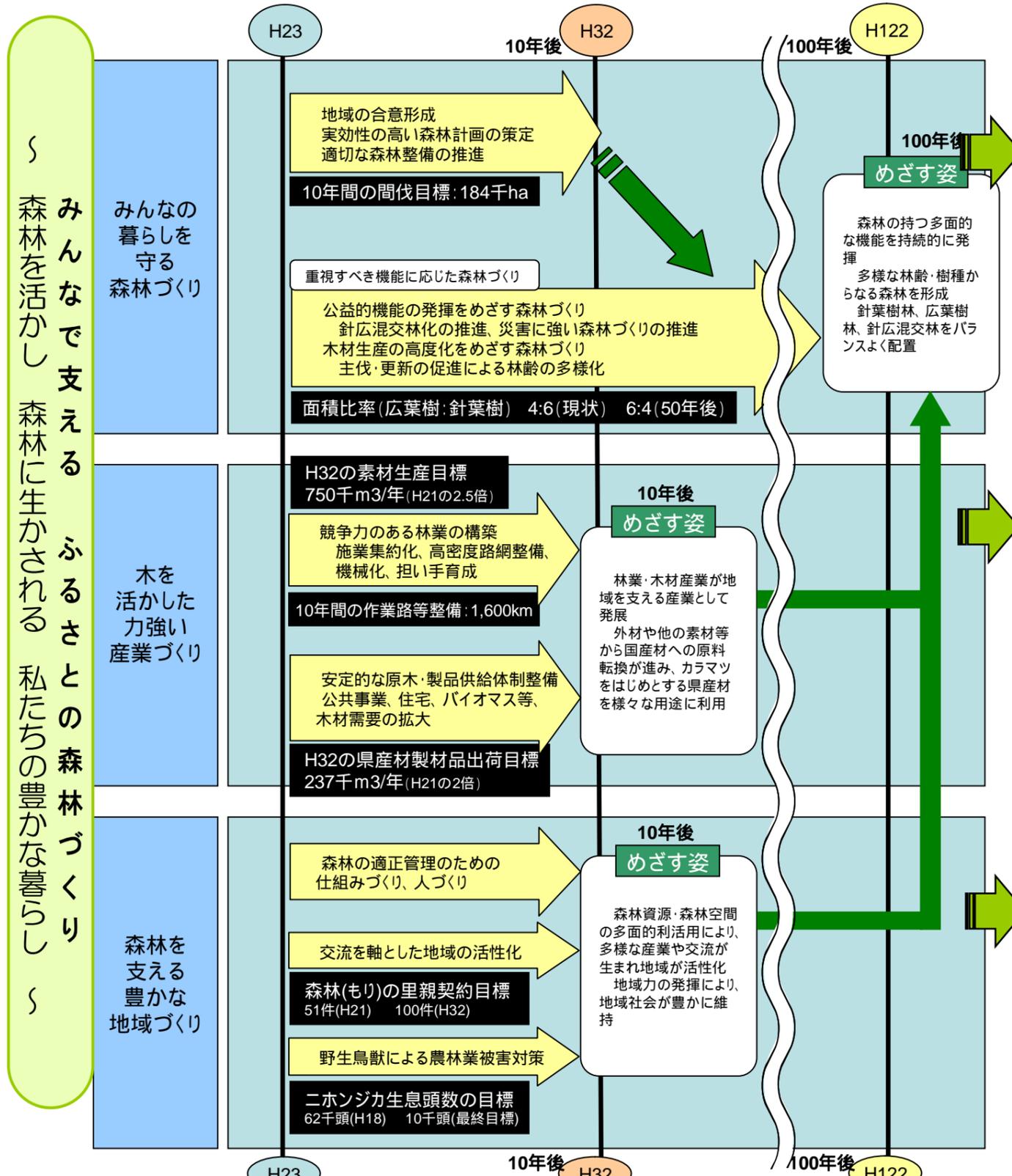
指針の基本的な考え方

【基本目標】
森林を活かし
森林に生かされる
私たちの豊かな暮らし

【基本方針】
みんなで支える ふるさとの森林づくり
みんなの暮らしを守る森林づくり
木を活かした力強い産業づくり
森林を支える豊かな地域づくり

【計画期間】
平成23年度～平成32年度(10年間)

指針のめざす姿と今後の取むべき方向(重点的な課題)



2 施策の体系(施策の柱と内容)

